

# 植民地期日韓関係の政治史的研究 (1910—1945 年)

森山 茂徳

## はじめに

日本は、1910 年に朝鮮（当時の大韓帝国）を併合し、1945 年に敗戦で撤退するまで、植民地として朝鮮を統治した。しかるに従来、この時期の日韓関係について政治史的観点からなされた研究は、拙論の「日本の朝鮮統治政策（一九一〇—一九四五年）の政治史的研究」<sup>1)</sup>以降、史料および研究の状況が大きく変わったにもかかわらず、極めて少ないといつてよい。史料については当時とは比較にならないほど整備され、多くの史料集も刊行された。また研究も、とくに総督府官僚については制度的・統計的観点からの基礎的研究も刊行された<sup>2)</sup>。

それでは何故、政治史的研究はほとんどないのか。筆者は一九九一年当時、

---

1) 森山茂徳「日本の朝鮮統治政策（一九一〇—一九四五年）の政治史的研究」、(新潟大学法学会『法政理論』第 23 巻第 3・4 号、1991 年)。

2) 例えば、国会図書館憲政資料室には、歴代の朝鮮総督や政務総監を務めた人物の関係文書が数多く収集されている。代表的なものは、総督では寺内正毅、齋藤實、宇垣一成、政務総監では水野錬太郎、大野緑一郎などの関係文書がある。

次に史料集としては、韓国から『齋藤實文書』が、日本でも『寺内正毅日記』、『寺内正毅関係文書』、『宇垣一成日記』、『宇垣一成関係文書』などがある。また、学習院大学東洋文化研究所から『未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録』が、2000 年から『東洋文化研究』に掲載されており、有用である。

基礎的研究として代表的なものとしては、岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』（三元社、2008 年）、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』（同朋舎、2009 年）などがある。

その理由と政治史的研究の必要を以下のように記した。「何よりも、戦後に朝鮮が独立し、南北両朝鮮の国家・国民が、それぞれ、自国の民族的主体性を求めて、植民地時代における独立運動、ないしは抵抗運動の歴史を描くことに熱心であったこと、また第二に、南北両朝鮮が、植民地統治の反省を、かつての植民本国である日本に求め、これに対し、戦後の日本の研究者もまた、この反省から、朝鮮の植民地時代を、ひたすら、日本による、収奪と弾圧の暗黒の時代と考え、その実態を究明することによって、この要請に応えようとしたこと、などである。確かに、このような研究の傾向は、かつての被抑圧民族の立場としては当然であり、かつての植民本国の研究者が、これに誠意をもって応えようとしたこともまた、充分納得できることである。…しかし、そのために、植民地時代の、他の側面についての研究が、欠落したこともまた、不幸なことであるが、事実である。現在では、日本においても、また南北朝鮮とくに韓国においても、このような研究傾向への反省が、生じ始めている。しかしながら、こうした反省に基づいた、新たな視角からの研究は、未だないといつてよい」<sup>3)</sup>。

それでは、上述の状況はその後、変わったのか。2010年までの研究を概観した『朝鮮史研究入門』は、「1980年代以降、…政治史に関する研究は以前の時期には想像できないほど盛んになった」として、その「要因、背景」を、「第一に、日本においてマルクス主義に基づく歴史研究が大きく後退したこと」、「第二に…日本と南北朝鮮との間の歴史認識にかかわる…問題を理解するうえで、植民地期の政治や社会の具体的なありようの解明が強く求められるようになったこと」、「第三に、資料環境が大幅に改善している」ことなどを挙げる。しかし、続けて、政治史研究には「政治過程…の分析が難しい」として、その理由を「植民地朝鮮の政治を決定・左右するアクターをどのように定めるかということ自体が難問である」、それは「朝鮮社会の側に政治勢力としてのまとまりを見出すのが難しいという事情があるからであり」、さらに「政治過程を明らかにしうる資料がきわめて少ない」と記述している。しかしながら、この

---

3) 前掲拙論「日本の朝鮮統治政策の政治史的研究（一九一〇—一九四五年）」。

概観は近代日本政治史研究の蓄積をほとんど軽視しているといつてよい<sup>4)</sup>。

また、政治史に限らずより広く研究状況をみると、以下の特徴が指摘できる。第一に、とくに韓国の研究は「民族主義史観」と現在呼ばれている。また日本でも、これに対応する研究は依然として再生産されている。しかし、近年、第二に、いわゆる「植民地近代性」、「植民地近代化」を強調する、いわゆる「修正主義史観」からする研究がとくにアメリカで増え、欧米の研究状況に左右され易い日本では、この種の研究も増えている。そして現在、この両者間には論争が続いており、対立はなんら決着がついていない<sup>5)</sup>。しかし、筆者はこのような論争よりも、史実の究明が何よりも重要と考える。

ところで、筆者は前掲拙論において植民地期の日本の朝鮮統治政策を三つに時期区分し、それぞれの時期の、従来の解釈と異なった特徴を全く新たに抽出した。この観点はその後いくつかの研究において継承されたが<sup>6)</sup>、なお十分に

- 4) 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』（名古屋大学出版会、2011年）第七章。冒頭。
- 5) 「植民地近代性」、「植民地近代化」については、前掲『朝鮮史研究入門』および宮嶋博史他編『植民地近代の視座 朝鮮と日本』（岩波書店、2004年）参照。「修正主義史観」については、とくに前掲『朝鮮史研究入門』、266-269ページ。また、「植民地近代性」および「修正主義史観」の代表的研究は Shin, Gi-Wook /Robinson, Michael eds. *Colonial Modernity in Korea*. Harvaqrd University Asia Center, 1999. ジョージ・アキタ、ブランドン・パーマー『日本の朝鮮統治を検証する』（草思社、2013年）、ブランドン・パーマー『検証 日本統治下朝鮮の戦時動員 1937 - 1945』（草思社、2014年）、木村光彦『日本統治下の朝鮮』（中央公論社、2018）、などがある。こうした研究への反応としては、趙景達「植民地朝鮮」、同編『植民地朝鮮』（東京堂出版、2011年）所収、日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』（アテネ社、2008年）など参照。
- 6) 筆者の論稿としては、「近代朝鮮における国家形成と個人」（『中国—社会と文化』第6号、1991年6月）、「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義」（北岡伸一他編『戦争・復興・発展』、東京大学出版会、2000年）所収、『韓国現代政治』（東京大学出版会、1998年）、「植民地統治と朝鮮人の対応」（日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇上巻（同、2005年）所収、などがある。また、同様の視角から分析したものは数少ないが、岡本真希子「総督政治と政党政治—二大政党期の総督人事と総督府官制・予算」（『朝鮮史研究会論文集』第38号、2000年10月）のほか、加藤聖文「政党内閣確立期における植民地支配体制の模索」（『東アジア近代史』創刊号、1998年）などがある。

展開されたとはいい難い。したがって、本論は前掲拙論の研究視角を取って継承しつつ、不足部分を補う。すなわち、植民地期日韓関係が政治史的にみて如何なるものであったかを明らかにすることをその課題とし、視角としては、第一に朝鮮総督府の政策決定の経緯を検討し、朝鮮統治政策の意図とその決定・遂行の実態とを明らかにする。第二に総督府と日本政府との人的・政策的関連を検討し、朝鮮統治と日本の国内政治との関連を明らかにする。第三に日本の朝鮮統治政策が当時の朝鮮国内で如何に受容されたかを明らかにする。とくに、前掲拙論で十分に検討されなかった、朝鮮の独立運動、知識人・民衆の統治政策への対応、それらと統治政策との関連を、検討する。なお、前掲拙論で採用した時期区分を変更し、1930年代以降の時期を前後二つに区分する。

以上、本論は1991年に発表した拙論を大幅に加筆・修正することにより、植民地期の日韓関係を政治史的に新たに再構成しようとするものである。

## 第一章 「武断統治」期（1910—1919年）

「武断統治」期とは、通説では、1910年に寺内正毅が初代総督に就任して以後、第二代総督長谷川好道が1919年3月の三・一独立運動に直面し、その責任をとって辞任するまでの期間を指す。従来の理解では、この時期の朝鮮統治の特徴は、憲兵による全土の監視・治安維持、独立運動の弾圧、言論取締と教育による民族文化の抹殺、土地調査事業による朝鮮人からの土地収奪、そして、会社令を始めとする諸法令による民族産業抑圧とされる<sup>7)</sup>。

しかるに、政治史的観点をとると、いささか異なった像が浮びあがってくる。すなわち、それは一言で言えば、陸軍による政治的独立領域の形成であった。独立とは、日本国内の政治動向に左右されない、日本国内の政治勢力からの如何なる干渉も受けないということである。朝鮮総督府を動かす中心的主体（政

---

7) 代表的研究は、山辺健太郎『日本統治下の朝鮮』（岩波書店、1971年）、および、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』（青木書店、1975年）などである。

務総監以下の高級官僚)は陸軍、中でも初代総督寺内正毅に連なるか、あるいは山県閥に属する人物であり(政務総監山県伊三郎は、元老山県有朋の子息である)、独立とは彼らが自由に朝鮮を統治するというにほかならなかった<sup>8)</sup>。

以上の特徴規定については、以下の研究によって加筆・修正する。第一は三谷太一郎氏の、この時期の日本政治の特質に関する研究である。それによれば、「陸軍による政治的独立領域の形成」とは、この時期の「民主化・植民地化・軍事化・国際化」のあらわれといえる。「日本近代史上の四大(ないしは五大)戦争とそれぞれの戦後体制との関係に照明をあて」と、まず日清戦争後「植民地化ともっとも密接に相伴って進んだのは、軍事化であり、また日露戦争が日本国内にもたらした民主化は、「韓国併合にいたる大規模な植民地化と並行して進」み、民主化が「韓国の植民地化と結びつくことを陸軍は警戒し」、「韓国併合後の朝鮮統治において、山県有朋や陸軍のイニシアティブによって武官総督制が導入されることとなった」とされる。さらに、「第一次世界戦争の戦後体制の下で」、「植民地化・軍事化・国際化・民主化の連鎖がはじめてゆるめられ」たが、1931年の満州事変を契機として、「脱戦後化が急速に進行し」、それは「再軍事化」と「再植民地化」をもたらし、両者は「完全に結びつき、脱戦後化を進行させる」<sup>9)</sup>。ここに、日本国内政治と植民地統治との関連は明確である。

第二に、前掲拙論の特徴規定をほぼそのまま継承しつつ、朝鮮総督府の中心的主体を「必ずしも一枚岩とはいいがたかった」と指摘する研究がある。すなわち、「同じ山県閥である寺内総督と山県伊三郎政務総監はそれぞれ憲兵と内務部を中心とした人脈を築き上げたものと理解されてきたが、両者の間には総督府設置当初から感情的な溝が潜在していた。総督府内の寺内人脈は、憲兵隊が中心であり、文官では寺内の女婿である児玉秀雄や陸軍省時代の部下である

---

8) 前掲拙論「日本の朝鮮統治政策の政治史的研究(一九一〇—一九四五年)」。

9) 三谷太一郎「戦時体制と戦後体制」、同『近代日本の戦争と政治』(岩波書店、1997年)所収。この後の時期に関する記述についても、以下順次ふれる。

首席参事秋山雅之助などが、総督官房を中心に布陣していた」と<sup>10)</sup>。前掲拙論でも総督府内部には「種々の対立が生まれつつあった。中でも、文官と武官の対立は、深刻であった。政務総監山県伊三郎は、『全く彼等武人を要するの必要なし。自分には寺内が総督たりし当時、如何にも不愉快の時代を辛抱来たれり』と、述べている」<sup>11)</sup>と指摘しており、この研究は、筆者の主張を補強する。

次に、前掲拙論では初代韓国統監伊藤博文の保護政治を概括し、「武断統治」期の統治政策がその修正としての意味を持つとして、以下のように展開した<sup>12)</sup>。

まず、陸軍が朝鮮に進出した最大の理由は、ロシアに備えるためであり、朝鮮を満州に進出するための戦略的拠点と考えていた。さらにここから進んで、彼らが朝鮮と満州を一体として支配しようという動機をもつに至ることも、容易に理解できよう。すでに北岡伸一氏によって指摘されているように、寺内は鉄道、金融、そして統治機構を通じた、『鮮満一体化構想』を有し、それを自ら朝鮮総督および総理大臣の任期を通じて一貫して追求したのである<sup>13)</sup>。

それゆえ第一に、憲兵による統治とは伊藤が実現できなかった<sup>14)</sup>民族的抵抗を抑圧して、朝鮮全土を掌握するためにほかならなかった。朝鮮を満州進出のための戦略的拠点とする以上、満州の後背地である朝鮮で支配を揺るがす事態が現出することは、何よりも避けられなければならなかった。台湾と異なって既存の国家であった朝鮮を植民地とした以上、より激しい抵抗運動が起ることは充分予測でき、これを抑えるべく軍隊が使用されざるをえなかった。寺内らは何れも併合直後には治安確保は不可欠と考え、日本国内でもこれを支持する

10) 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』（吉川弘文館、2013年）、19ページ。なお、同書は「武断統治」期の総督府官僚制を「基本的に『日本陸軍による政治的独立領域の形成』という大きな枠組みに規定されていた」と記しているにもかかわらず、この規定を提示した前掲拙論を典拠として明示していない。

11) 前掲拙論「日本の朝鮮統治政策の政治史的研究（一九一〇—一九四五年）」。

12) 拙著『近代日韓関係史研究』（東京大学出版会、1987年）において、伊藤の保護政治の特徴を概括し、陸軍がそれに批判的であったことを指摘した。

13) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』（東京大学出版会、1978年）。

14) 伊藤は最終的には警察力で治安確保は不可能との認識に至った。森山前掲書。

声が主流であった<sup>15)</sup>。しかも、憲兵による統治は保護政治下の警察力の併存に比べて、指揮命令系統が一元化されている点で、統治に効率的であり経費も少額で済んだ<sup>16)</sup>。しかし、憲兵統治が『軍閥政治の苛察』<sup>17)</sup>と、朝鮮人や欧米人のみならず<sup>18)</sup>、日本人にも受けとられたことは確かであり、それが武官総督制、様々な法令、そして憲兵の横暴などと相俟って、朝鮮民衆を抑圧し、三・一独立運動の重要な原因の一つとなったことは、いうまでもない。

次に、言論取締と教育による民族抹殺という政策については、陸軍は最も藩閥色をもつ勢力であり<sup>19)</sup>、藩閥は民権派・政党に対抗する手段として言論取締を常用した。併合して日も浅い段階では、抵抗運動弾圧と並行して、この手段が用いられることは必然的であった。次に教育についても、寺内らが目指したのは天皇に忠実な日本国民の育成であり、朝鮮教育令第二条には、『教育に関する勅語の旨趣に基き忠良なる国民を育成することを本義とす』とある<sup>20)</sup>。教育が伊藤の『自治育成政策』の一環であり、それを経費がかかり過ぎると批判した寺内らにすれば、教育は前述の目的を達成する実業教育以外、不必要であった。しかし、そのことは愚民化教育であり強圧的であると、受けとられざるをえなかった。例えば、吉野作造は、学校の少ないこと、教育内容の程度の低いこと、そして、朝鮮人への差別などを、指摘している<sup>21)</sup>。

---

15) 「未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録 (16) 一九一〇年代の朝鮮総督府」、『学習院大学東洋文化研究』第 17 号 (2015 年 3 月) には、義兵に対する総督府官僚の「極度の緊張」が、いたるところで述べられている。日本国内の反応としては、原敬が「朝鮮は大体に於ては今日の方針にても可ならん」と述べている。原奎一郎編『原敬日記』第 3 巻 (福村出版、1965 年)、明治 44 年 5 月 31 日。

16) 黒田甲子郎『元帥寺内伯爵伝』(同伝記編纂所、1920 年)、小森徳治『明石元二郎』(台湾日々新聞社、1928-1929 年) など、枚挙に遑がない。

17) 吉野作造『中国・朝鮮論』(平凡社東洋文庫、1970 年) 参照。

18) 長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係』(平凡社、2005 年) 参照。

19) 山本四郎編『寺内正毅日記』(京都女子大学、1980 年)、明治 43 年 5 月 25 日。また三谷太一郎『日本政党政治の研究』(東京大学出版会、1967 年) 参照。

20) 1911 年 8 月、勅令第 229 号、『朝鮮総督府官報』より引用。

21) 吉野作造、前掲書参照。

第三に、土地調査事業による朝鮮人からの土地収奪については、近代的土地所有制の確立という点に関して日本国内に反対はなかった。重要な点は新たに土地所有者となった者が朝鮮人の一部だったことである。新たに地主となった朝鮮人の多くは、日本が地方秩序の維持に役割を期待した地方エリートであったことは、植民地統治上、日本にとって望ましいことであった（山県有朋の地方自治制創設の意図を想起せよ<sup>22)</sup>）。また、多くの土地が国有地とされ、その中からかなりの部分が東洋拓殖会社および日本人に払い下げられた<sup>23)</sup>。この事業による日本人地主の増大は、彼らを朝鮮統治の、いわば尖兵とするためであった。そして、東洋拓殖会社は桂太郎がその創設に最も大きな役割を果し<sup>24)</sup>、朝鮮銀行と並んで寺内らの『鮮満一体化構想』の手段にほかならなかった。

第四に、会社令を始めとする諸法令による民族産業抑圧についても、重要なことは会社令によって会社設立が総督の許可制とされたことと、鉄道・道路・通信の整備が重要政策とされたことである。会社令発布の一つの意図は、日本人の会社を統制することであり、しかも望ましい会社とは彼らの意図に沿うものだけであり、それ以外の会社が朝鮮に進出することは、日本国内の影響力の増大を意味したのである。この会社令については、渋沢栄一始め多くの実業家が反対していた<sup>25)</sup>。また、鉄道・道路・通信の整備については陸軍が当初から重視してきた事業であり、総督府の歳出のかなりの部分が、これらの事業に費やされた。寺内および長谷川は、これ以外の産業育成に関心がなかったのであり、例えば農事改良という農業政策も作付指導以外はほとんど重視されなかった。寺内らが、伊藤の「文化政策」、とくに巨額の起業公債を発行しての殖産興業政策に批判的であったことも、すでに指摘した<sup>26)</sup>。

以上のように、寺内らは様々な手段によって、朝鮮を日本の国内政治の影響

---

22) 岡義武『山県有朋』（岩波書店、1958年）参照。

23) 山辺健太郎、前掲書。

24) 森山、前掲『近代日韓関係史研究』。

25) 水田直昌『総督府時代の財政—朝鮮近代財政の確立』（友邦協会、1974年）参照。

26) 森山、前掲『近代日韓関係史研究』参照。

を受けない政治的独立領域としようとした。しかも彼らは伊藤博文の保護政治を、経費がかかり過ぎるとして絶えず批判していた。それゆえ彼らは、自らの統治政策が経費を要しないことを実証する必要がある。それが朝鮮の財政的独立であり、それは朝鮮を政治的独立領域とすることの経済的保証であった。因みに、1917年に総理大臣寺内が、朝鮮鉄道を南満州鉄道会社に経営委託させた意図は、彼の『鮮満一体化構想』のためばかりでなく、満鉄資金によって、朝鮮の鉄道敷設および経営資金を、負担・肩代わりさせるためでもあった<sup>27)</sup>。

1910年6月3日に決定された「韓国に対する施政方針」では、朝鮮総督府特別会計の「政費ハ朝鮮ノ歳入ヲ以テ之ニ充ツルヲ原則ト爲スモ当分ノ内一定ノ金額ヲ定メ本国政府ヨリ補充スルコト」が決められた<sup>28)</sup>。しかるに、総督府の歳入は通常部（税収等）と臨時部から成り（補充金と公債金など）、通常部の歳入は常に不足していた。それにもかかわらず、寺内らは財政独立計画を策定し、1911年から1918年まで補充金を年々削減して皆無とし、財政独立は達成されたのである<sup>29)</sup>。

しかしながら、財政規模は縮小しなかった。それは最重要な鉄道敷設などの事業に、経費が必要だったからである。補充金の減少は何によって補われたか。第一は経費、主として行政費の節減であり、旧韓国政府の官庁の統合整理、主として朝鮮人官僚の整理によるものであった（1915年には約750万円）。この結果、総督府から朝鮮人官僚が減少し、そのことは朝鮮人に対する差別とみなされることとなる。第二の措置は地税、酒税、煙草税の増加と、駅屯土小作料引上げの増収による財源確保であった。こうして、財政独立計画は達成されたが、それらは何れも朝鮮国民の犠牲の上に成立したことは事実である<sup>30)</sup>。なお、

---

27) 積尾東邦『朝鮮併合史』（朝鮮及満州社、1926年）、および、南満州鉄道株式会社編刊『南満州鉄道株式会社第二次十年史』（同、1928年）、参照。

28) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻（原書房、1966年）。

29) 堀和生「朝鮮における殖民地財政の展開——一九一〇—一三〇年代初期にかけて——」、飯沼二郎・姜在彦編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』（未来社、1982年）所収。

30) 水田直昌、前掲『総督府時代の財政』46—58ページ。

このことは、寺内以下、総督府官僚が、朝鮮統治に熱心でなかったということではない<sup>31)</sup>。彼らは日本式の近代化が最重要と考えて制度の移植を試みたが、それが適切かについては想像力が不足していた。彼らが熱心に作業を進めれば進めるほど、朝鮮の実情から乖離する事態が増大していったといえよう<sup>32)</sup>。

ところで、三・一独立運動以前から、「武断統治」期の統治政策には様々な反応が生じていた。第一が日本国内の政党勢力による挑戦であった。大正政変により山県閥が非選出部分の多数派でなくなり解体し始めるや、政党勢力の地位が相対的に上昇し<sup>33)</sup>、とくに原敬率いる立憲政友会が朝鮮統治政策の修正を企図する。大正政変で成立した山本内閣の与党となった政友会は、総督武官制の廃止や総督からの軍隊統率権剥奪などの植民地統治機構改革、さらに植民地関係会社への自党員の進出を目指した。陸軍の政治的独立領域に、他の政治勢力が侵入し始めたのである<sup>34)</sup>。第二がとくに財政政策によって生じた様々な問題の蓄積である。まず憲兵警察費の不足に伴う総督府の地方実情理解度の低下<sup>35)</sup>、増税や鉄道建設への徴用、そして反対給付欠如に伴う地方名望家層掌握不足などであった<sup>36)</sup>。ここに三・一独立運動が、朝鮮国民各階層にまたがった広範なものとなるとともに、それを総督府が予測できなかった原因が存在した。

31) 寺内の功績として特筆されるのは山林政策である。永島広紀「朝鮮総督・寺内正毅」、伊藤幸司他編『寺内正毅と帝国日本』（勉誠出版、2015年）所収、参照。

32) 前掲『朝鮮総督府関係者録音記録（16）一九一〇年代の朝鮮総督府』には、随所に「善政」強調の指摘がみられる。岡本真希子氏の解説も参照されたい。

33) 宮崎隆次「戦前日本の政治発展と連合政治」、篠原一編『連合政治』I（岩波書店、1984年）所収、参照。

34) 北岡伸一、前掲書参照。なお、原敬は三・一独立運動直前には総督府の改革を企図していた。前掲『原敬日記』第五卷、大正7年11月23日参照。なお、日本の植民地化構想を全体的に論じたものとして、三谷太一郎「明治期の枢密院」、『枢密院会議議事録』第一五卷（東京大学出版会、1985年）所収、参照。

35) 『原敬日記』第五卷、大正8年3月6日、9月3日参照。政務総監山県伊三郎は長谷川総督が情報収集のために「少々の出費を許さざりし」と述べている。

36) 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心として—』（東京大学出版会、1979年）、第二章第一節参照。なお山本四郎編『寺内正毅日記』（京都女子大学、1980年）によれば、寺内は特別な行事以外、朝鮮人と会っていない。

そして、第三が総督府官僚の行動様式の変化に伴う、様々な構造上の問題であった。それらは政治的独立領域化に伴って、総督府官僚が他からの統制を受けない地位にあったことに由来する緊張感の弛緩、許認可特権を媒介とする一種の癒着構造の形成、そして非公式チャネルによる政策決定などである<sup>37)</sup>。こうして、寺内らがめざした朝鮮の政治的独立領域化は、それが実現するとともに、またその過程で、それを崩壊させる原因をも生み出していった。

それでは次に、「武断統治」期の日本の統治政策に、朝鮮人はどのように対応したのか。なお、三・一独立運動の原因および経過については、先行研究が多いので本論では詳細にふれない。まず第一に独立運動についていえば、総督府による言論・集会・結社禁止などの徹底的従属政策のため、義兵運動が弾圧された後は、国内における独立運動は秘密結社的なものに限られ、主たる独立運動家は国外でしか運動をなしえなかったし、ましてや大衆の運動は実現不可能であった<sup>38)</sup>。第二に知識人もまた閉塞状況にあったが、この中で注目すべきことは、共和主義が台頭しつつあったことである。すなわち、この時期、君主を中心とする「復辟主義」や「保皇主義」にかわって、新しい忠誠の対象を求め、「『民族』主義的な共和主義」が主張されつつあった。例えば、著名な民族主義者申采浩の主張は、忠君から愛国へとスローガンの中心が移りつつあったという<sup>39)</sup>。第三に民衆レベルについていえば、1914年に府・郡・面の統廃合が

---

37) 寺内が西原亀三を非公式チャネルとして用いたことは有名である（山本四郎編『西原亀三日記』（京都女子大学、一九八三年）大正3年11月11、14日）。また度支部理財課長藤原正文は農工銀行事件に関係して辞職した（『原敬日記』第五巻、大正7年10月13日）。なお、総督府官僚の回想によれば「だんだんと、長谷川総督になって、みな大官もくたびれてくるし、だんだんと眠りに入ったんじゃないですか、あの辺から」と述べている。前掲『録音記録（16）』参照。

38) 徐仲錫「日帝の朝鮮強占と韓国の独立運動」（前掲『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇上巻）所収。なお、国内の独立運動の閉塞は、1910年の寺内総督暗殺未遂事件（「105人事件」）の大量検挙によるところも大きかった。

39) 尹海東『植民地がつくった近代』（沈熙燦他訳、三元社、2017年）、173—77ページ。これに伴い、民主主義的要素は弱体化していったとされる。なお、森山茂徳、前掲『韓国現代政治』、「独立運動の特徴」参照。

行われ、面の末端行政単位としての役割が増加し、地方支配体制が再編された結果、総督府の支配が強化された。そして、民衆の中にはこれに反発して伝統の強化へ向かう動きが生まれ、総督府が排斥した迷信や民間信仰、民衆宗教が次第にひろまっていった<sup>40)</sup>。なお、この時期、知識人については総督府の「懶惰」認識と同様、近代的労働観・勤勉観をもち、民衆との距離が生まれていったという<sup>41)</sup>。しかるに、総督府の支配が強化される一方で、朝鮮社会は大きく変化しつつあった。それは韓末から始まり、保護政治期に次第に大きくなりつつあった諸方面からの利益噴出であった<sup>42)</sup>。しかし、総督府はそれを感知するチャンネルをもたず、朝鮮人の政治参加をほとんど禁止していた。民衆のエネルギーは行き場を求め、何らかの機会を求めつつあった。三・一独立運動こそ、それであった。

## 第二章 「文化政治」期（1919—1931年）

1919年8月に、元海軍大臣齋藤實が第三代総督に就任した。これ以後、

40) 地方支配体制については、姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』（東京大学出版会、2001年）、慎蒼宇『『武断政治』と三一独立運動』（趙景達編前掲『植民地朝鮮』所収）、参照。民間信仰・民間宗教については、趙景達『植民地朝鮮と日本』（岩波書店、2013年）、青野正明『植民地朝鮮の民族宗教』（法蔵館、2018年）参照。

41) 趙景達「植民地朝鮮における勤儉思想の展開と民衆」、宮嶋博史他編『日韓共同研究叢書12近代交流史と相互認識Ⅱ日帝支配期』（慶應義塾大学出版会、2005年）所収、参照。なお、同『植民地朝鮮の知識人と民衆』（有志舎、2008年）参照。

42) 森山茂徳『『保護政治』下の韓国ナショナリズム』（『首都大学東京・法学会雑誌』第53巻第1号）では、保護政治下で起りつつあった韓国社会の変化の特徴を抽出し、植民地期とのつながりの研究の必要性を指摘する。社会変化を扱う近年の研究は、支配政策の抑圧性を強調するか、個別政策の詳細な記述かであり、より広い視点からの研究が必要と考える。松田利彦『植民地の近代と民衆』（前掲趙景達編『植民地朝鮮』所収）、松本武祝『植民地権力と朝鮮農民』（社会評論社、1998年）、同『朝鮮農村の〈植民地近代〉経験』（同、2005年）など参照。何れの研究も巨視的な社会の変化と利益噴出との関連性の指摘が弱い。この点、木村光彦、前掲書など『修正主義史観』の研究が多少言及している。

1926 年から 1929 年の山梨半造総督期をはさんで、再び齋藤實が総督となり、その任期を終えるまでの期間を、普通「文化政治」期と呼ぶ。

従来理解では、この時期の朝鮮統治の特徴は、親日派育成による民族の分断、産米増殖計画による農民収奪、工業化による日本資本の進出、そして巧妙な手段による民族解放運動抑圧などとされる。確かに、この特徴指摘は一面正しい。日本の言論人の中には、「文化政治」にもかかわらず、朝鮮人が非同化的であると、将来を憂慮する者もいたからである。

しかしながら、前の時期と同様に、この時期の日本の朝鮮統治政策についても政治史的観点を採るならば、異なった像が浮びあがってくる。すなわち、この時期の朝鮮統治政策とは、政党主導によるものであり（政務総監以下の高級官僚も、政党人もしくは政党の息のかかった者が就任した。齋藤就任時の高級官僚は、多くが、原敬が内務大臣時代、部下であった内務官僚であった。）、前期は積極＝同化政策、また後期は緊縮＝社会政策であった。前期の積極＝同化政策とは、公共事業の拡大、整備された産業基盤に基づく工業化、『内鮮一体化』、そして、農業発展への積極的投資であった。すなわち、日本国内において政友会が実施したように、これらの政策の目的は地方利益の供与によって、朝鮮国内において、日本の統治政策の受益者層を造りだし、彼らを統治の安定的な基礎とするということであった。また、後期の緊縮＝社会政策とは、日本国内において民政党が実行したように、行財政および税制整理、治安維持法の施行、そして、農村救済であった。それは積極政策が不可能となった段階で、第一に、法的・経済的手段を用いて朝鮮人地方エリートを救済し、彼らによる地方秩序維持の、また第二に、彼らが集中した産米を日本に移送することによる、日本の国際収支の改善の、双方の機能をもつものに、ほかならなかった<sup>43)</sup>。

この指摘についても、以下の研究によって加筆・修正する。第一に、前述した三谷太一郎氏の研究によれば、「体制の政党化（その意味での民主化）が進むにしたがって、限られた範囲にせよ、植民地の政党化が進んだことも事実で

---

43) 前掲拙論「日本の朝鮮統治政策（一九一〇—一九四五年）の政治史的研究」。

ある。後年原敬の政友会内閣が行った植民地統治の非軍事化はそれを目的としたものであり、当時唱えられた内地延長主義や同化政策は、一面では植民地の政党化のイデオロギーでもあった」。第一次世界戦争後、脱植民地化、「国際的および国内的非軍事化の傾向が一般化していく」。しかし、国際政治経済の動向によって、日本国内政治は変化し、それはやがて植民地統治に波及することとなる<sup>44)</sup>。

第二に、総督府官僚の役割を重視する前述の研究は、前期において政務総監水野錬太郎在任期の特徴として、「新来の官僚と『生え抜き官僚』との攻防」に注目するが、「積極政策」を財政政策に限って論じ、前掲拙論の規定を継承する。後期については政務総監有吉忠一在任期の特徴として、「積極政策の転換」を論じ、以後、山梨、第二次齋藤総督期の「統治構想」を論じている<sup>45)</sup>。

次に、前期の積極＝同化政策が何ゆえ、どのように遂行されたかを検討する。まず、当時の原敬首相は、「武断統治」の弊害を次のように認識していた。「現制度ハ欧米諸国ノ植民地ヲ模倣セシモノニテ根本ニ於テ誤謬」、「英米カ人種、宗教、言語、歴史ヲ異ニスル人民ヲ治ムルカ如キ主義ヲ以テ朝鮮ヲ治ムルハ誤レルモノ」。したがって、原は「朝鮮モ内地モ全ク同一ナル制度ヲ布イテ可ナリト信ス、即チ行政上、司法上、軍事上、其他経済、財政ノ点ニ於テモ、教育・指導ノ点ニ於テモ全ク同一ナラサルヘカラス。…現在ニ於テモ朝鮮人ノ状態ヲ見ルニ好シテ内地人ニ同化シ得ルカ如ク何等ノ点ニ於テモ同化シ得サルノ根本的性質ヲ有スルモノトハ認ムルコトヲ得ス。故ニ朝鮮ヲ統治スルノ原則トシテハ全ク内地人民ヲ統治スルト同主義・同方針ニ依ルヲ以テ根本政策ト定メサルヲ得ス」。それゆえ原は、「結局朝鮮ヲ内地ニ同化スルノ方針を以テ諸般ノ制度ヲ刷新スルコトハ最モ今日ニ適切ナル処置ニシテ、又併合ノ目的モ爰ニ始メテ達スルコトヲ得ヘシ」と考えていた<sup>46)</sup>。この基本方針は水野政務総監により敷衍され、その「統治方針」によれば、「朝鮮の独立はゆるさないこと」が明言

44) 三谷太郎、前掲『近代日本の戦争と政治』。

45) 李炯植、前掲『朝鮮総督府官僚の統治構想』。

46) 原敬「朝鮮統治私見」、『齋藤實関係文書』。趙景達前掲『植民地朝鮮』参照。

され、他方で「文明的政治をおこなうこと」が表明された<sup>47)</sup>。

第一に、同化政策 = 「内鮮一体化」では、まず憲兵警察制度が廃止されて普通警察制度が実施され、従来の道長官を改めた道知事に警察権を与えた（朝鮮人警察官の数も急増した）。また、朝鮮語新聞の許可など言論取締りが緩和され、教育も「一視同仁」の下に日本と同一の教育制度を採用した（高等ないしは専門教育の機会は拡大した）。さらに、総督府官僚に朝鮮人を多く採用するとともに、官僚の俸給において日本人と朝鮮人との差別も撤廃が試みられたのである<sup>48)</sup>。そして、地方自治制導入の試み（新たに諮問機関として、道府面にそれぞれ協議会、学校評議会などを設け、地方エリートを地方行政政策の決定に参与させる道を開いた。なお、原敬は将来は日本国内における府県会類似機関の設置、および国会議員の選出も考慮していた<sup>49)</sup>）も開始された。

第二に、積極政策は、鉄道敷設などの公共事業の実施（全国的な鉄道網の整備が志向された<sup>50)</sup>）、会社令の撤廃による企業誘致（進出した会社は京城ばかりでなく、各地に根拠を定めた。例えば、著名な朝鮮窒素肥料会社は、この時期に興南に設立された<sup>51)</sup>）、そして第一次産米増殖計画から成っていた。公共事業は雇用機会の増大をもたらし、朝鮮人の生活安定に資する筈であった。また、第一次産米増殖計画は灌漑事業を伴うばかりでなく、その受益者である地方エリートの立場を強化するとともに、彼らを日本米穀市場に結びつけることによって、日本人と共通の利害をもたせようとの意図のもとに開始された<sup>52)</sup>。要するに、積極政策とは、地方エリートへの利益供与をめざしたものであり、地方エリートが統治政策の受益者となって総督府と一般朝鮮人との媒介となれば、統治の安定的な基盤が形成される筈であった。したがって、積極政策の成否は、

47) 水野錬太郎「統治方針」、李炯植前掲書より引用。

48) 齋藤子爵記念会編『子爵齋藤伝』第二巻（同、1942年）。

49) 前掲『原敬日記』第三巻、明治44年4月24日。

50) 前掲『子爵齋藤伝』第二巻。

51) 鈴木正文『朝鮮経済の現段階』（帝国地方行政学会朝鮮本部、1939年）。

52) 河合和男「朝鮮『産米増殖計画』の立案について—日本の食料・米問題との関連から—」、同『朝鮮における産米増殖計画』（未来社、1986年）所収。

その財源が調達できるか否かに係っていたといえよう。

それでは、積極政策はどのように遂行されたか。まず積極政策は何れも、総督府内で開催された産業調査委員会で立案された（1921年に設置され、産業開発の根本方針を決定した。水野政務総監が委員長<sup>53)</sup>）。つまり、積極政策はそれぞれ立案主体が同一であるばかりでなく、相互に関連性をもった総合的開発計画の一環だったのである。なお、この時期の総督府における政策決定は、日本国内における審議機関、例えば臨時財政経済調査会などと制度的に関連するように、政務総監主導の下に各種委員会を通じてなされた<sup>54)</sup>。

また、その財源は税および官業収入の増収に加え、何よりも復活された補充金と導入された多額の公債金によった。補充金は1920年に1000万円が復活し、以後1500万円程度を一貫して保った。また公債金は1920年には約2200万円と前年よりも800万円程度増額され、翌1921年には最高の約3700万円に達し、以降同水準で終始した。このように、1920年から1923年までの僅か4年間で補充金は約5500万円、公債金は約1億700万円、両者の合計約1億6200万円に達した。これらが積極政策に投下されたのである（総督府歳入も1918年の約1億円から、1921年には約1億7000万円へと7000万円増加した<sup>55)</sup>）。

こうした財政の拡大が可能だったのは、第一次世界大戦による好景気によって、日本国内の金融市場が非常な発展を遂げたことが最大の理由であった。また、好況を反映した税の増収は朝鮮でもみられた。総督府はこの事情を背景として、砂糖消費税や印紙税を創設するとともに、酒税率を引き上げるなど増収が可能となったのである。大蔵大臣高橋是清は巨額の補充金復活や公債金導入に積極的ではなかったが、水野政務総監の要請を受けた原首相の意向で、財源拡大が実施された。さらにこの時期、併合の経過措置として10年間据置かれ

53) 朝鮮総督府『産業調査委員会議事速記録』。

54) 利谷信義・本間重紀「天皇制国家機構・法体制の再編」、原秀三郎他編『大系・日本国家史5—近代Ⅱ』（東京大学出版会、1976年）所収。

55) 堀和生、前掲「朝鮮における植民地財政の展開」、および、水田直昌、前掲『総督府時代の財政』参照。

た関税を徴収することが可能となった。これによって、日本国内と同様の関税が 1920 年から徴収されて総督府の財源は拡大した (1910 年に約 600 万円であったが、新制度施行後は約 1000 万円から 1500 万円の間を推移する<sup>56)</sup>)。

それでは、膨大な資金はどのように使われ、成果は如何なるものであったか。まず官制改革に基いて、官吏および警察官に朝鮮人を採用するための人件費として用いられた。警察官は改革によって約 4000 人増え、総督府財政中警察費は倍増した。また、地方自治制導入によって地方団体職員も増加して人件費も増え、さらに教育改革の結果、教育費も増加した<sup>57)</sup>。

次いで、積極政策の要である公共事業投資では、まず鉄道敷設に充当された。従来の総督府鉄道敷設計画の拡大 (1918 年に 8 年間で約 7200 万円が支出される計画が、1921 年には 2 億 6000 万円の計画に拡大された) に加え、民営鉄道建設の補助政策もとられ、民間活力の導入による鉄道建設が試みられた。鉄道建設・改良費は 1919 年の約 1500 万円から 1921 年に約 2100 万円と頂点に達した<sup>58)</sup>。この結果、鉄道延長距離は 1910 年の約 1000 キロから 1922 年には約 2200 キロと倍増し、民営鉄道も 1925 年には約 800 キロとなった<sup>59)</sup>。

また、道路改修・治水・港湾改修などの土木事業も、それぞれ第二期工事が着手され、概ね年平均約 600 万円が充当された<sup>60)</sup>。総督府の公共事業投資政策は、地方レベルでも実施された。地方団体もまた、税収の増加 (1918 年から 1922 年にかけて、約 700 万円から約 3400 万円へ五倍増えた) をうけて各道では土木費支出が増加し、面レベルでも同様の傾向がみられた。総督府の意図した通り、積極政策の特徴が現出したのである<sup>61)</sup>。

---

56) 堀および水田、同右、および、中村隆英『明治大正期の財政』(東京大学出版会、1985 年)。

57) 堀、同右、および、李炯植、前掲書、参照。

58) 堀、同右、および、『子爵齋藤實伝』第二巻。

59) 朝鮮総督府鉄道局編刊『朝鮮鉄道四十年史』(同、1940 年)。

60) 水田、前掲書『総督府時代の財政』、および、朝鮮総督府編刊『施政二十五年史』(同、1935 年) 参照。

61) 堀、前掲「朝鮮における植民地財政の展開」。および、李炯植、前掲『朝鮮総督

さらに、第一次産米増殖計画も本国政府の資金援助を前提にして、膨大な計画が立案された（総額約2億3600万円で15年間に約900万石の米を増産し、うち約460万石を輸移出に回すというもの）。また水利組合事業などへ補助金も投下された。さらに灌漑および開墾事業助成費として、1920年の50万円から1922年には290万円が支出され、地方団体レベルで下請的形式として実行された。道・府は穀物検査費や各種の農業関係の補助費を支出したのである<sup>62)</sup>。

しかし、計画は1925年までの6年間に毎年数百万円の事業助成費を支出したに止まり、予定の土地改良12万3100町歩のうち9万町歩しか遂行できず、農事改良も所期の目的を達成しえなかった<sup>63)</sup>。この原因は、1920年からのいわゆる「戦後恐慌」が企業熱を急激に衰えさせたこと、物価騰貴に伴う工事費増大、そして金利高（政府幹旋利子は年9・5歩から11歩という高率であった）のために、土地改良より土地購入に資金を回した方が、利回りが良かったことなどである。この結果、予定の土地改良面積を施行しようとするれば、毎年600万円以上を支出しなければならなかったが、それは困難であった<sup>64)</sup>。何故なら、総督府は1923年から、本国政府の指導のもとに緊縮化に向けて財政を縮小しなければならなかったからである<sup>65)</sup>。こうして、地方エリートに対する利益供与は、公共事業がその役割を果たしただけであった。それゆえ、総督府は所期の目的を達成するため、1926年から第二次計画を立て直さざるをえなくなったのである。

かくして、総督府は財政を緊縮せざるをえなかった。「戦後恐慌」は日本政府をして、総督府の膨大な財政支出を許容しなかったのである。換言すれば、日本国内の経済情勢が朝鮮統治政策を規制したのである。関東大震災を経て日本政府の緊縮方針は一層強化され、1924年の加藤高明護憲三派内閣は徹底し

---

府官僚の統治構想』参照。

62) 河合和男、前掲『朝鮮における産米増殖計画』参照。

63) 前掲『子爵齋藤實伝』第二巻。

64) 河合、前掲書、および、中村隆英、前掲『明治大正期の財政』。

65) 水田直昌、前掲『総督府時代の財政』。

た緊縮路線をとり、公債金は 900 万円とされたのである。このため、総督府の歳入は 1922 年の約 1 億 7000 万円から、1924 年には 1 億 4000 万円へと減少した<sup>66)</sup>。

ここに、前期の積極 = 同化政策は、後期の緊縮 = 社会政策へと転換することとなる。総督府の財政が再び積極政策時の規模になるのは 1926 年のことであり、それも満鉄に委託していた朝鮮鉄道の経営を解除した結果、みかけ上膨張したに過ぎず、実際の歳入は約 1 億 3000 万円であった<sup>67)</sup>。この結果、総督府は行財政整理および税制整理をせざるをえず、1924 年には職員・雇員総計 5700 人を官庁の統廃合によって整理し、1550 万円を節約した。また、「地方分権主義」の名のもとに総督府所管業務を地方団体に移管したが、地方団体への財政補助はされなかった<sup>68)</sup>。この結果、積極政策において「一視同仁」= 同化政策を実現するものとして、その役割が期待された総督府への朝鮮人雇用も打ち切られざるをえなかったばかりか、地方団体への財政難のしわよせによって地方団体は増税策を採用せざるをえず、それは地方人民への負担増となった。さらに 1926 年からは、総督府に設置された税制整理委員会のもとに税の増収策が検討され始める。この結果、営業税、資本利子税が創設され、消費税が増徴された<sup>69)</sup>。

このような政策の結果として、朝鮮人の間に再び総督府への不満が高まってゆくのは、当然であったといえよう。それが暴動となって現れたのが、1926 年 6 月の、朝鮮国王純宗の死去を契機とする六・一〇独立運動事件であった。この事件について矢内原忠雄東京帝国大学教授は、論文「朝鮮統治の方針」で総督府の方針を批判した<sup>70)</sup>。ところで、この事件には共産主義者が背後にいた

---

66) 堀和生、前掲「朝鮮における植民地財政の展開」参照。

67) 同右参照。

68) 同右、および、水田直昌、前掲『総督府時代の財政』参照。

69) 同右参照。

70) 森山茂徳「矢内原忠雄」、山崎正和編『言論は日本を動かす 第三巻・アジアを夢見る』（講談社、1986 年）所収、参照。

こともあり、総督府はこうした勢力の弾圧とともに、何らかの社会政策をとらざるをえなくなる。それが1925年に成立した治安維持法の朝鮮への適用であり、第二次産米増殖計画、そして朝鮮鉄道十二箇年計画の立案・実施であった。

すなわち、まず治安維持法を適用することによって、1925年11月から1929年6月にかけて、六次にわたって朝鮮共産党の弾圧を行なうとともに、集会禁止が増え、新聞・雑誌・出版物の取締りが厳しくなった<sup>71)</sup>。次いで、総督府は再び地方利益供与という政策を復活することによって、地方エリートを総督府に繋ぎとめようとする。鉄道建設および土木事業という公共事業の効果がどれほどあったかは不明だが、投下された金額でみる限り、1926年の約2000万円から、1928年に約2800万円へと大量の資金が投入された<sup>72)</sup>。

また、第二次産米増殖計画は従来の地方エリートへの利益供与に加え、この時期には社会政策的意義を有していた。というのも、矢内原忠雄が「朝鮮産米増殖計画に就いて」という論文において批判したように<sup>73)</sup>、朝鮮国民は米が食べられない状況に置かれていたからである。幸い、この第二次計画は例外的に政府補助がついたことから、総額約3億2500万円という膨大な資金の投入が可能となり、しかも第一次計画の失敗に鑑み、政府斡旋資金の利子率は5・9歩に引き下げられた。このように、第二次計画が実行できたのは、民政党の下岡忠治が政務総監に就き、民政党内閣を動かしたからであったが、より根本的には日本国内の要因が作用していた。すなわち、第一次計画時に原敬首相が朝鮮からの米の移入に加えて開始した、開墾助成法による国内での産米増殖計画が行き詰まっていたこと、また当時の貿易収支の逆調に起因する国際収支の悪化を防止するために、第二次計画を国際収支改善策と位置付けていたことのためである。民政党内閣の大蔵大臣浜口雄幸は、「一般に緊縮の方針を厳守した

---

71) 姜萬吉『韓国民族運動史論』（邦訳、御茶の水書房、1985年）、および、坪江仙二『改訂増補・朝鮮民族独立運動秘史』（巖南堂、1966年）。

72) 堀和生、前掲「朝鮮における植民地財政の展開」、および、水田直昌、前掲書、参照。

73) 森山茂徳、前掲「矢内原忠雄」参照。

るにも拘らず、貿易の振興、移入民の保護奨励、外国航路の拡張、及朝鮮産米増殖計画等国际貸借の改善に関する施設に付きましては、力めて之が経費計上することと致したのであります」と述べている<sup>74)</sup>。また前大蔵大臣で浜口、下岡と知友であった井上準之助も、資金流用について大蔵省預金部に働きかけた<sup>75)</sup>。こうして、緊縮財政下にも拘わらず産米増殖計画は精力的に実行された。

しかしながら、これらの緊縮財政下における諸施策は、前期の積極政策とは大きく異なった。すなわち、補充金および公債金（償還の負担はあるが）のように、前期の積極政策の財源が朝鮮国民の負担を前提としないものだったのに対し、後期の地方利益供与の財源となったのは、緊縮財政下において増徴された税収入だったのである。産米増殖計画は資金を例外として、大幅に朝鮮人地主を巻き込んだ形で事業が遂行されたため地主には有利であったが、一般農民はその恩恵に浴することはなかった<sup>76)</sup>。日本国内においても、政府は農村を地主と小作とから成る一体のものとして見ており、地主への救済策は同時に農村への救済策と見なしていたが<sup>77)</sup>、朝鮮においても事情は同じであった。都市労働者および建設業者たちを公共事業によって潤わせ、しかも治安維持法による取締りなど様々な規制を施すことによって、暴動の起るのを未然に防ぐ一方で、農村には産米増殖計画を実行することによって消費の米不足を解消しながら、地主を主体とする地方エリートを繋ぎとめる、これが統治政策なのであった。したがって、その下で一般農民は主要な納税者として増加された税金を支払わなければならない、苛酷な税制の下で朝鮮農村は疲弊していった。農村の再生産は危うくなり、それはやがて総督府財政を圧迫していくこととなる。

ところで、この時期の統治政策については、日本国内からも先々な批判が生じていた。まず、斎藤へのそれは、緊縮政策に変わって以後は本国の意向に追随

---

74) 河合和男、前掲『朝鮮における産米増殖計画』参照。

75) 同右、および、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党（一）—（三）」（『国家学会雑誌』第93巻第7・8、11・12号、1980年）、参照。

76) 朴慶植、前掲『日本帝国主義の朝鮮支配』参照。

77) 宮崎隆次、前掲「大正デモクラシー期の農村と政党」参照。

しているという世評が高く<sup>78)</sup>、「今日の如く総督に対し消極政策を取らしめ何事も中央の意見に依り決する様な統治の方法にては到底朝鮮は永久駄目なり」という、陸軍からの批判も存在した<sup>79)</sup>。このような事情もあって、齋藤総督は本国で政変があるたびに「墓参り」と称して本国に戻り、また「何うにかして甘く朝鮮を抜け度いと思うて居る」という噂が立つほど、本国政界に執着し、就任当初はともかく、朝鮮政務は全く政務総監以下の官僚委せであった<sup>80)</sup>。また、齋藤総督の下に政務総監であった水野錬太郎は、就任当初から辞職したいという意向を有しており、朝鮮に定着して政務を断行する意志に乏しかったようである<sup>81)</sup>。現実には彼は1923年に加藤友三郎内閣ができると、内務大臣に転出した。この内閣が朝鮮総督府予算の緊縮化を決定したことは、皮肉である。

このように、総督や政務総監は政党政治時代にその職に就いたことから、本国の政治情勢に敏感であり、朝鮮統治に全身全霊を打ち込むことはなかったといえよう。この中で、むしろ本国で不遇であった者が、朝鮮統治に尽力する傾向があった。例えば、下岡忠治政務総監は第二次産米増殖計画の実現に奔走し、それを議会に要請するため帰国途上で客死したが、彼については「憲政会中第一の人物なり」、「小心なる加藤首相の容る々所とならず、大臣の椅子も與へられず、朝鮮政務総監の位に甘んずるの外なかりしは人皆その不遇に同情する所なり」という世評があったのである<sup>82)</sup>。

さらに、この時期の総督の中で最も世評が悪かったのは、第四代総督山梨半

78) 梶井佳広『「植民地」支配の史的的研究—戦間期日本に関する英国外交報告からの検証—』（法律文化社、2006年）、42—46ページ。

79) 大正12年2月10日付上原勇作宛菊池慎之助書翰、上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、1976年）所収。

80) 岡義武他編『大正デモクラシー期の政治—松本剛吉政治日誌』（岩波書店、1959年）、大正12年8月18日、同14年3月30日。

81) 前掲『原敬日記』第五巻、大正8年8月6、17日。および、前掲『齋藤子爵伝』第二巻参照。

82) 岡義武編、前掲『大正デモクラシー期の政治—松本剛吉政治日誌—』、大正14年11月22日。

造である。彼は当時の総理大臣田中義一（政友会総裁）の推薦で総督に就任した当初から、金銭に執着するという批判が強かった。例えば、「山梨総督は黄白を蓄積する方針の下に利権を漁りつつありし」と言われ、それを民政党議員買収の費用にするなど、田中義一が政界を掌握する資金にしようとしているという批判もあった<sup>83)</sup>。そして、周知のように山梨は 1929 年、いわゆる朝鮮総督府疑獄事件によって退任後起訴され、無罪とはなったが、その後の政治的経歴を終えたのである<sup>84)</sup>。このように、日本の朝鮮統治は時代が下るにつれ、人物も政策も長期的視野を失っていく。それは、総督府が官僚機構として草創期の性格を喪失し、既得権益から成る巨大な存在となったことを示している。

それでは次に、このような日本の統治に対し、この時期、朝鮮人はどのように対応したであろうか。まず第一に、独立運動は三・一独立運動に端を發し、「文化政治」において一定程度の言論、出版、集会、および結社の、それぞれの自由を得るや、大衆運動の組織化の段階に入った。国内では民立大学設置運動や物産奨励運動などの「実力養成運動」（「文化的方法ニ依ル民族運動」ないしは「独立問題ヲ度外ニ於ケル社会革命的運動」）、社会主義の導入に伴う大衆組織化と新幹会の結成にみられる「民族協同運動」（「自治運動」を含み、社会主義との統合を目指す「民族運動統一戦線論」）、共産党の結成、さらに農民運動や労働運動の広範な展開、そして国外における大韓民国臨時政府（「臨政」と略称される）の樹立、および満州からの国内進攻作戦の展開にみられる武装闘争の活発化など、様々な運動の展開を特徴とする<sup>85)</sup>。

すなわち、1923 年には新思想研究会が創設され、1924 年には朝鮮労農総同盟および朝鮮青年総同盟が発足し、新思想研究会が火曜会と改称される。1926 年には火曜会などが正友会に統合されるとともに、六・一〇独立運動事

---

83) 昭和 4 年 5 月 16 日付上原宛井戸川辰三書簡付属松本政治日誌抜粋、前掲『上原勇作関係文書』所収。

84) 山辺健太郎、前掲『日本統治下の朝鮮』参照。

85) 森山茂徳、前掲「植民地統治と朝鮮人の対応」、および前掲「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義——一九二〇年代の『朝鮮自治論』を中心として」。

件が起こり、正友会宣言（民族運動統一戦線提唱）が出された。1927年には民族運動の統一戦線である新幹会が創立された（1931年5月まで活動）。そして、1929年には元山ゼネストおよび光州学生運動が起った<sup>86)</sup>。

しかし、まず「実力養成運動」は総督府による様々な包摂・懐柔策の結果、十分な成果を挙げないまま終息した。次に「民族協同運動」はやがて「妥協的民族主義者」と、「非妥協的民族主義者」および社会主義者との対立から解消された。そして朝鮮共産党は前述の如く治安維持法によって弾圧された。国外でも、「臨政」は党派対立によって分裂し、満州の運動も日本の間島出兵および張作霖政権の取締りによって、次第に困難になっていった。こうして、この時期の運動も当初の勢いにもかかわらず、次第に実行困難となっていく<sup>87)</sup>。

第二に知識人についてみると、この時期は「その多くがアメリカ、日本などへの留学経験を有する植民地知識人登場の時代」ともいわれ、とくに「文化面では一時的に異化の要素がこの時期に表出した。制度面での同化と、文化面での同化そして異化が共存する植民地空間が出現した」とされる。さらに、彼らの文化運動への接近の仕方は、文化を肯定的にとらえ、「世界と連動する朝鮮が強く意識されている」という。そして、「民族改良主義者」、「妥協的民族主義者」、「非妥協的民族主義者」、「民族主義右派」、「民族主義左派」、「親日派」という分類では、この時期の多様な文化運動を掌握しにくいとされるのである<sup>88)</sup>。また、上記の分類に疑問を投げつつ、この時期の特徴を「知識人を先頭に広く民衆にまで近代的な価値観が定着していく時代」としつつ、知識人は「いかにして自律的な近代像を取り結ぶかが重要な課題とされていた」ため、伝統・民族といった価値に立脚して西欧的近代像に立ち向かうことが出来るかどうか、日本帝国主義の支配に対して妥協的であるか、非妥協的であるかの

86) 森山、前掲「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義」参照。

87) 「独立運動終息後ニ於ケル民族運動ノ概況」、『斎藤實関係文書』書類の部、95—16。森山、前掲「植民地統治と朝鮮人の対応」。および、徐仲錫、前掲「日帝の朝鮮強占と韓国の独立運動」参照。

88) 李省展「『文化政治』と朝鮮」、前掲、趙景達編『植民地朝鮮』所収。

分岐を決定することとなった」と問題提起する研究もある<sup>89)</sup>。さらに、知識人の「自画像」と「民衆観」という観点から知識人を検討し、「親日派」は日本人の朝鮮観をそのまま受け入れたが、「民族主義者」の民衆観には総督府のそれを否定する方向性を有するとして、変革主体の土着的発現形態である「士」あるいは「真人」に注目し、新たな民衆像、知識人と民衆の関係を追求する研究もある<sup>90)</sup>。

そこで第三に、統治政策とこの時期の民衆との関係についてみる。まず、「未発見の民衆」は三・一独立運動によって「発見され」、「植民地権力と知識人・民族運動陣営が民衆を互いに自陣営に引き入れようとする『綱引き』が展開された」という<sup>91)</sup>。また、総督府が内務省出身者を中心として「警察の民衆化、民衆の警察化」という運動を展開したのに対し、知識人は「民衆」とくに「農民」を「民族アイデンティティ」を形づくる重要な要素とみなした。しかし、それらにおいて、民衆は政治や文化の担い手とは認められず、この時期には民衆に対する働きかけは啓蒙主義的なものに過ぎなかった。農民自身も様々な社会運動の担い手として、未だ登場してはいなかった。近代的魅力を備えつつあった都市への農民の流入は始まっていたが、農村には近代化は及んではいなかったからである<sup>92)</sup>。また、「圧倒的多数の民衆は近代の外にいてその論理を傲慢におしつけられて」おり、「近代化の『恩慶』に容易に浴することができない朝鮮民衆は、総督府の政策も知識人の啓蒙も従順には受け付けず、ますます土俗的な文化や信仰のうちに閉じこもる中で、苦難に立ち向かいつつ、解放願望を募らせていくしかない」、そこでは民衆のナショナリズムは始原的であ

---

89) 並木真人「植民地期民族運動の近代観—その方法論的考察—」(『朝鮮史研究会論文集』第 26 号、1989 年 3 月)。

90) 趙景達、前掲「植民地朝鮮における勤儉思想の展開と民衆」、同、前掲『朝鮮民衆運動の展開』、同『植民地朝鮮の知識人と民衆』、

91) 並木真人「民族運動・警察」(一)(「植民地期朝鮮社会経済の統計的研究」(一)、『東京経済学会誌』136 号、1984 年、松田利彦「植民地の近代と民衆」(趙景達編、前掲書『植民地朝鮮』)より引用。

92) 同右、松田利彦「植民地の近代と民衆」。

るが、「自律的には近代的ナショナリズムにはなり得ない」<sup>93)</sup>。これは1930年代も視野にしているが、1920年代に関して、農民が「春窮」にみられるように貧窮化するだけでなく、むしろ積極化していったとする研究もある。すなわち、20年代の「商品経済の深化や人流・物流の増大あるいは『教育熱』の昂進といった変化が、農民の対応を一層積極化させた。20年代を通じて、『公共事業』に関しては、朝鮮農民が地方行政に対してその実施を要請するという関係が定着していった」という。ここには、総督府の統治政策と民衆との関係の新たな一面がみられる。しかし、この要請伝達を担った「地方有志」は、確かに三・一独立運動を農村部で主導した「地方有志」の継承者であったが、「役割期待に応えれば応えるほど、彼らの税負担は高まっていき、「彼らの一部が村落を、物理的にあるいは精神的に離脱する道を選択していった。それが、20年代末以降、とりわけ農村不況期に村落の社会秩序の不安定化をもたらす重大な契機となったと考えられる」とする<sup>94)</sup>。こうして、日韓関係は重大な変化局面を迎える。

それでは、政党政治を批判してきた陸軍は如何なる統治政策を実行するであろうか。これに対して利益を表出した朝鮮人はどのように対応するであろうか。

### 第三章 「総動員体制」期

1931年、満州事変勃発三か月前の六月に宇垣一成が総督となってから、1936年に南次郎がこれを継ぎ、1937年の日中戦争および1941年の太平洋勃発を経て、小磯国昭、そして最後の阿部信行総督時の敗戦に至るまでの期間を、普通、「大陸兵站基地化」期と呼ぶ。しかし本論では、彼らが何れも陸軍出身であり、就任以前から総動員体制を企図していたことから、この時期を「総動員体制」期と呼び、さらにこれを宇垣一成総督の前期と南次郎総督以後の後期

93) 趙景達、前掲『朝鮮民衆運動の展開』、167—168ページ。

94) 松本武祝、前掲『植民地権力と朝鮮農民』、87—88ページ。

に分ける。

従来理解では、この時期は前後に区分されず、その特徴は強制連行などによる侵略戦争への動員、創氏改名などの「皇民化運動」による民族抹殺、戦時経済による収奪強化、そして苛酷な取締りによる民族解放運動弾圧とされる。さらに、従軍慰安婦や神社参拝などを加えると、この時期は他の時期と比べ、日本支配に対するマイナス・イメージを決定づけたといえよう<sup>95)</sup>。

しかしながら、政治的に検討すると、ここでも異なった像が浮びあがる。この時期の朝鮮統治政策は一貫して陸軍とくに「宇垣・南系」主導によるものであったが、日中戦争・太平洋戦争を境とする総力戦遂行政策実施によって、前期と後期とは大きな違いがあった。すなわち、前期では重工業化、「農工併進」の掛け声の下での農村振興運動による農民の生活利益拡大、精神的動員の開始が目指され、後期では戦争遂行と天皇行幸のための環境づくりという要請に基き、反対を抑圧しながらの「日満一体化路線」と「鮮満一如」、総力戦遂行のための「皇民化政策」、徴兵制実施・参政権付与などの参加確保が目指された。

次に、満州事変後の日本政治の変化と満州との関連について、三谷太一郎氏の次の指摘がある。すなわち、1930年代初頭の政党政治下の日本には「高度国防国家モデル」は存在せず、政党政治は続くと考えられていた。しかるに、1931年の満州事変は満蒙領有論が契機であったが、満州国の国家体制が日本の政治に対立するものとして構想されると、この「独立国防国家構想」が「日満一体化路線」によって日本に逆流し、「新体制」設計という体制変革が目指されることとなった。しかし結局、日本では「国体論」の支配下、この構想は実現されなかったとされる<sup>96)</sup>。それでは、朝鮮は日本と満州との関連の中で、

---

95) 徐仲錫、前掲「日帝の朝鮮強占と韓国の独立運動」では、1930年代は「軍国主義的ファッショ統治」とされ、一切の反対を抑圧しての「戦時体制において皇国臣民化運動が狂的に繰り広げられた民族意識抹殺の時期」とされる。

96) 三谷太一郎「満州国国家体制と日本の国内政治」、同、前掲『近代日本の戦争と政治』所収。

どこに位置づけられるのか。そこで、陸軍の「宇垣・南系」の政策体系が重要となる。

陸軍内部には皇道派・統制派以外に、「宇垣・南系」という勢力も存在した<sup>97)</sup>。また朝鮮統治に関する限り、「宇垣・南系」が総督の地位を独占していた。宇垣、南を始め、小磯国昭、阿部信行も「宇垣・南系」であり、朝鮮軍司令官も前期は「宇垣・南系」であった。彼らは第一次大戦後に「総動員体制」の必要を痛感し、1925年の軍備の近代化＝「宇垣軍縮」以降、人間をも「物的資源」の一つとして総動員の対象に組入れた上で、世論によって国民を操作してその政策を実現することを重要視したとされる<sup>98)</sup>。

それでは、「宇垣・南系」の政策体系をみてみよう。すなわち、それは「ソ連に対する[日本の]軍事的劣位を認識し、ソ連との中・長期的未来における対決を予測し…当面ソ連との関係を緩和し、この間に軍備近代化や総動員体制の確立を成し遂げようとし…また満州国の背後を固めることを主張し、国防資源確保の意図もあって、華北・内蒙工作を主張した[とくに南]」というものである。彼らは総動員体制の観点から満州の独立を目指し、ソ連との将来の戦争に備えて陸軍装備の近代化を図り、軍を満州および朝鮮に移動させて軍配置の大陸化を決意していた。また漸進的満州政策を採りながらも、その指導体制の確立を目指した。このような彼らの主張には、イデオロギー色は乏しかったという<sup>99)</sup>。

それでは、このような「宇垣・南系」の政策体系は、朝鮮統治にどのように適用されたのか。まず前期の宇垣一成総督の政策は、「農工併進路線」と呼ばれる。農業では宇垣は1934年に産米増殖計画を中止したが、農村の疲弊を救うべく農村振興運動を展開し、他方で工業では重工業化を推進する。農村振興

---

97) 北岡伸一「陸軍派閥対立（一九三一—一九三五）の再検討—対外・国防政策を中心として—」、同『官僚制としての日本陸軍』（筑摩書房、2012年）所収。

98) 梅森直之「『宇垣軍縮』と総力戦体制」、堀真清編『宇垣一成とその時代』（新評論、1999年）所収。

99) 北岡伸一、前掲「陸軍派閥対立（一九三一—一九三五）の再検討」。

運動とは農村の自力更生・自給自足を目的として、農村に存在する労働力を完全に動員するものであり、指導農村を指定して更正させ、それを全国に及ぼすというものであった。計画の中には斎藤総督時代に開始された施策、1928 年の小作制度・慣習の調査開始、29 年の各道への小作官配置などをうけて、32 年の自作農設定事業要綱の作成、朝鮮小作調停令の発布など、自作農創設をある程度意図したのもあった（小作人一人当たり 660 円を無利息 25 年償還で貸与し、一年で二千戸、一〇年で二万戸の自作農家を創設するというもの<sup>100)</sup>。

また、宇垣は満州国防衛政策に由来する「北鮮開拓計画」を推進した。1932 年から開始されたこの計画は十五年計画で、予算約 2700 万円を投じて拓殖道路及び拓殖鉄道を敷設し、森林開発を行なうとともに火田民の追放を意図したものであった。この結果朝鮮北部から火田民は減少し、その代り朝鮮の他の地区から農民を朝鮮北部に移住させ、彼らをして緬羊増殖奨励計画を実施させ、生産された緬羊を軍需に供したのである<sup>101)</sup>。これは「農工併進路線」の一環であったが、農民の土地からの移動であり、一種の動員にはかならなかった。

さらに工業化も、満州国防衛のため装備の近代化された軍を満州・朝鮮に進出させる以上、そのための重工業の基盤をつくることは当然であった。それゆえ宇垣は、1931 年に制定された重要産業統制法の不適用によって、日本資本に進出を促した。こうして、工場数は 1931 年から 1936 年にかけて約 4600 から約 6000 に増加し、生産額も約 2 億 7500 万円から約 7 億 2000 万円に増大した<sup>102)</sup>。また、日本国内で金本位制が停止され、為替下落に基く原料資源輸入の採算の悪化および金価格の騰貴は、朝鮮の資源価格を高め、いわゆるゴールド・ラッシュをもたらしていた。さらに、朝鮮には工場法が適用されていず、

---

100) 山口盛「宇垣総督の農村振興運動」、水田直昌「朝鮮における農村振興運動」、友邦協会編『朝鮮近代史料研究』第七卷農業（同、2001 年）所収、参照。および、福島良一「宇垣一成における朝鮮統治の方針」、前掲堀真清編『宇垣一成とその時代』所収、なお、朴慶植、前掲『日本帝国主義の朝鮮支配』参照。

101) 水田直昌、前掲『総督府時代の財政』、および、同右、朴慶植、前掲書。

102) 鈴木武雄『朝鮮の経済』（日本評論社、1942 年）。

安価な労働力が確保されるという見通しも存在した。このような条件が日本資本の朝鮮進出を増大させた。そして、流域変更方式の採用による朝鮮水力電気資源の豊富さの再発見は、この傾向に拍車をかけた。こうして、三井系の北鮮製紙化学工業を始め、財閥系の企業が朝鮮に進出した。中でも、1927年に朝鮮窒素肥料会社を設立して朝鮮進出に先鞭をつけていた、野口系の進出は活発であった。朝鮮石炭工業、長津江水力電気、朝鮮送電など電力開発政策の実践的役割を担って一連の会社が設立され、重工業中心の軍需工業化をもたらした<sup>103)</sup>。

しかしながら、農村振興運動＝農家更正五ヶ年計画は、財政上の裏付けを伴わず、しかも総督府による各機関の動員によって、調査と農村指定および講演がなされたが、農村における小作問題にはなんら手が着けられなかった<sup>104)</sup>。この結果、土地を手放す農民が増加し、都市への貧民の流入を促進することになった<sup>105)</sup>。また、先の朝鮮北部の緬羊増殖奨励政策および南部の棉作改定増産計画も、農民をこれらの事業に駆り立てて農民を疲弊させた（生産費より廉価で強制買上をしたという<sup>106)</sup>。さらに、自作農創設も失敗した。このように、農業政策は、朝鮮農民の置かれた状況を変えることはできなかった。もとより、宇垣もこれだけで朝鮮農民を統治に服させようとは考えていなかった。

それゆえ、彼が政策の三本柱の一つとして想定したのが、「精神強化」という言葉に代表されるイデオロギー政策であり、それが1934年までの国民精神作興運動と1935年からの「心田開発運動」であった。前者は朝鮮社会を安定させるべく、「民衆を行事に集団的に動員し、これを通じて日本の支配イデオロギーを注入し、民族意識の代わりに、日本内外の状況を認識させ、同じ日本国民としての意識を植え付けることにその目標があった」。次いで後者は宗教

---

103) 李淳衡「植民地工業化論と宇垣一成総督の政策」、堀真清編、前掲書『宇垣一成とその時代』所収。趙璣濬『近代韓国経済史』（高麗書林、1981年）。

104) 宮田節子「朝鮮における『農村振興運動』」（『季刊現代史』第二号、1973年5月）。

105) 山辺健太郎、前掲『日本統治下の朝鮮』参照。

106) 同右、および、朴慶植、前掲『日本帝国主義の朝鮮支配』参照。

と教育を通して農村の「中堅人物」と青年層・学生層に、国体観念を注入するものであった。こうして、農村振興運動と工業化を支える精神的基盤を築くだけでなく、朝鮮社会の再編成と統制強化が目指されたのである。その意味で戦争が切迫していなかったが、これは後の「皇民化運動」を準備したといえよう<sup>107)</sup>。

しかしながら、宇垣自身がこれらの政策を容易かつ短期間に実現できると考えていたかといえば、それは疑問である。何故なら、彼が 1934 年に執筆した「朝鮮統治方針」では、それらを第一期の「生活の安定」から、第二期の「生活の向上」、第三期の「生活の充実」など、そして第四期の「参政権の附与、義務兵役制の実施、特別統治制の廃止」とし、合計で約 32 年を要するとしていたからである<sup>108)</sup>。しかるに、彼は一方で朝鮮人が変化しうると述べたが、他方でそれが実現するのを恐れ、このように時期を設定したともいわれる<sup>109)</sup>。しかし、幸か不幸か、彼は 32 年間総督でいることはなかったのである。

それでは次に、後期の統治政策、すなわち反対を抑圧しながらの総力戦遂行はどのようになされたか。まず、南次郎の統治政策の目標は、天皇の朝鮮行幸と徴兵制の実施であったという。前者については、以下の指摘がある。一つは、南の「心中秘めていた朝鮮の二大統治目標は、朝鮮に『陛下の行幸を仰ぐこと』と『徴兵制の実施』にあったといわれている。[それは]一にかかって朝鮮人が『完全なる皇国臣民』たり得た時でなければ、実現され得ない性質のものであった」というものである<sup>110)</sup>。もう一つは、南のブレンであった御手洗辰雄の回想である<sup>111)</sup>。すなわち、「南総督は二つの具体的成果を目標としてその施政の大綱を樹てた。その一つは徴兵制施行であり、他の一つは各関係方面の諒解も成つて正に実現せんとした時、支那事変の勃発に會ひ、終にその機会

107) 李淳衡、前掲「植民地工業化論と宇垣一成総督の政策」および福島良一、前掲「宇垣一成における朝鮮統治の方針」。

108) 『宇垣一成日記』第二巻（みすず書房、1970 年）、1934 年 1 月 3 日。

109) 松本武祝、前掲『植民地権力と朝鮮農民』、173—174 ページ。

110) 宮田節子「『内鮮一体』の構造」、同『朝鮮民衆と「皇民化」政策』（未来社、1985 年）所収。

111) 御手洗辰雄『南総督の朝鮮統治』（京城日報社、1942 年）。

を失った。恐らく平和克服の日まで実現は困難であらう…いづれにしても徴兵令と言ひ失はれた今一つの問題と言ひ期する所は半島をして全き皇土たらしめ、全半島民衆を申分なき皇民と化するにあつた」と。

ところで、天皇の行幸については次のように、宇垣前総督と天皇との間に話があった<sup>112)</sup>。すなわち「総督より兼て陛下朝鮮行幸を仰度儀申出あり、御上にも『我領土内まだ朝鮮を見ざるに依り一度見たし』との、思召もあり明年は行幸を仰ぐべく準備を進めつつある際、宇垣総督統治の下に此盛儀を取行ひたきものなり」、「不遠将来に於て行幸の御儀もあり宇垣総督の下に治安其他諸般の施設完備せる際に其事あるを期し居りたる次第なり」と。宇垣総督時には実現しなかったが、南は「宇垣の忠実な後継者であり」<sup>113)</sup>、この計画の実現に邁進する。そしてそのためには、朝鮮の治安確保および朝鮮国民の「皇民化」が、絶対かつ必要不可欠の条件であった。

それゆえ、南は「内鮮一体」を最重要視し、その基本方針として、国体明徴、鮮満一如（とくに経済面で「日満一体化」と運動）、教学振作（義務教育実施）、農工併進、庶政刷新の「五大政綱」を掲げた。南は「『内鮮一体』の究極の姿は、『内鮮の無差別平等に到達すべきである』と言明する…徴兵制の施行過程においても、朝鮮の青年から兵役への内発生を引き出すための、最後の手段として、皇軍内には、『内鮮の差別』などあろうはずがなく、軍隊こそが実質的に『内鮮一体』が実現され得る唯一の場なのだ」と説明された<sup>114)</sup>。つまり、天皇の朝鮮行幸を可能にする最重要条件が徴兵制施行 = 「『内鮮の差別』の消滅」であった。このように、天皇行幸と徴兵制の実施は結びついていた。

それでは、徴兵制はどのように実現されたか。まず、朝鮮国民を「内鮮一体」の下に日本国民として位置づけるべく、1938年に志願兵制度が実施され、次いで1941年、小磯総督の時に徴兵制が施行された。志願兵制度は「朝鮮人の

112) 昭和11年4月1日付宇垣一成宛今井田清徳書翰、宇垣一成文書研究会編『宇垣一成関係文書』（芙蓉堂出版、1995年）所収。

113) 前掲『宇垣一成関係文書』解説、大西比呂志「宇垣一成の人脈」。

114) 宮田節子、前掲書『朝鮮民衆と「皇民化」政策』参照。

民族性に対する不安と焦燥にかられた朝鮮軍」が、従来の「皇民化政策」では徴兵制施行までに二、三十年を要するという危機感から、施行したものとされる。また徴兵制は、このような朝鮮軍の意向にもかかわらず、陸軍軍務局が日本国民の「損耗を最大限に回避しつつ、しかも太平洋戦争の完遂を至上命令と考え」、かねてから悩まされていた人的資源の枯渇という状況を、それによって解消することを狙って実行に移されたものであった<sup>115)</sup>。こうして、1943 年までに特別志願兵が 16, 830 人、徴兵が 1944、1945 両年度に各 45, 000 人であった<sup>116)</sup>

しかるに、徴兵制施行の代償は、1945 年の貴族令改正による朝鮮人勅撰議員七人の誕生と、衆議院議員選挙法の施行による議員選挙権の附与であった(義務教育実施を伴う)。もっとも、被選挙権こそ日本国民と同じであるが、その衆議院議員選挙権は朝鮮人の民度と自治制度の現状により制限されたものであり、議員数は二三名であった。しかも勅撰議員七名は、鈴木貫太郎内閣成立直後の臨時議会に出席することができたが、衆議院議員選挙権はそれを行使する前に、日本が敗戦したことによって何ら実効をみなかった<sup>117)</sup>。そして、その前、天皇行幸も、前述したように、日中戦争勃発によって、実現しなかったのである。

ところで、一方で南は宇垣の統治政策を継承した。すなわち「爾後心田開発、農村振興運動奨励等に実地視察之心組に候。御蔭により御送りの施政継続は大体順境に進展しつつあるを以て御安神被下度候」と<sup>118)</sup>。以下、みてみよう。日中戦争の翌年 1938 年、南次郎総督は「朝鮮産業政策の根本方針としての『大

---

115) 宮田節子、同右。なお、前掲『朝鮮総督府関係者録音記録 (1) 十五年戦争下の朝鮮統治』によれば、徴兵制実施には東条英機首相が反対したが、小磯国昭が首相となると一挙に実現したという。

116) 樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』(総和社、2001 年) 参照。

117) 幼方直吉「朝鮮参政権問題の歴史的意義」(『東洋文化』第 36 号、1964 年)。

徴兵制実施の過程は前掲『朝鮮総督府関係者録音記録 (1) 十五年戦争下の朝鮮統治』参照。義務教育実施については朝鮮人のたつての希望だったという。

118) 昭和 12 年 5 月 8 日付宇垣宛南次郎書翰、前掲『宇垣一成関係文書』所収。

陸兵站基地』と題する訓示を行なった。すなわち、朝鮮は「日満一体化路線」および「鮮満一如」を実現すべく、大陸支配のための前進兵站基地と位置づけられた。産金を始めとする地下資源の開発、産米増殖計画復活による食料徴発、軍事工業建設、1938年の国家総動員法に基づく物資動員・生産拡充計画の立案、そして、「強制労働」への朝鮮人の徴発などの総動員体制構築が開始されたとされる。また、国民総力運動の徹底、皇国臣民の錬成強化、敵性思想の警戒、「同義朝鮮」の確立、「国体の本義」の徹底化などの精神総動員運動も開始された。そして、創氏改名、神社参拝強制、日本語教育徹底などの「皇民化政策」が並行して実施された<sup>119)</sup>。しかるに、これらの「皇民化政策」は朝鮮国民に、筆舌に尽くし難い苦痛を与えるものとなった。それが戦後の朝鮮国民に与えた負の遺産も、記憶として再生産されるほど莫大なものということができよう。

ところで、日本・朝鮮・満州の関係について、南総督とその下の総督府官僚との間には、いささか認識の相違がある。まず南は、一方で「日満一体化」、「鮮満一如」、「内鮮一体」と、それらをほぼ同一の内容をもつように使っているが、他方で、朝鮮の国民精神総動員について「内地の国民運動…或いは満州国における協和会…とは意味が違ふ」と述べている<sup>120)</sup>。しかるに政務総監大野緑一郎は以下のように述べる。「満州国の建設を助けることそれ自体が朝鮮の統治をしやすくする、というのが『満鮮一如』というようなことの趣旨だった…つまり『一緒にやっていく』という意味での『満鮮一如』という考えであった」。さらに併合以後の統治全体については「法というものがあってね、『内鮮一体』で、それはもう決まっているんですよ。だからね、そういう下でしかやれない…もう私どもは軌道の上に乗せられた汽車みたいなもので、進むか徐行するかは、これはそのときの情勢です」と<sup>121)</sup>。ここには、南の把握との違いが

119) 宮田節子、同右。および、朴慶植、前掲『日本帝国主義の朝鮮支配』、山辺健太郎、前掲『日本統治下の朝鮮』参照。

120) 南の朝鮮連盟での演説、永島広紀『戦時期朝鮮における「新体制」と京城帝国大学』（ゆまに書房、2011年）より引用。

121) 同右『朝鮮総督府関係者録音記録（1）十五年戦争下の朝鮮統治』。

みられるが、それは南が「政治的手腕はない」といわれたこと<sup>122)</sup>と関係があるように考えられる。つまり、南は統治の詳細を大野以下に委ね、その都度、状況に応じて発言を変えたのであろう。これが朝鮮の最高指導者の行動様式だったのである。

さらに、大野の前述の発言は重要である。それが統治政策推進の頂点にいる官僚の典型的な発言であり、統治政策が朝鮮国民にどのような影響を与えるのかについて言及がないことを加えれば、その意味は重大である。彼らはある時には日本からの影響力を可能な限り排除し、他方で満州国と相互に支えあうという政策を日常的に推進する。それが「満鮮一如」および「日満一体化」という状況に追随した政策であった。このような総督と官僚が統治政策を担った結果が、朝鮮国民に多大な損害を与えることとなったのである<sup>123)</sup>。

それでは次に、この時期、統治政策に朝鮮人はどのように対応したのか。第一に独立運動は、国内では共産党系列によって農民運動や労働運動が組織化されるとともに、民族文化守護運動も展開され、国外では東北人民革命軍や東北抗日連軍など民族連合戦線と抗日武装闘争が強化されたことを、その特徴とする。しかし、左傾化に伴う弾圧およびコミンテルン指令に基いて朝鮮共産党が中国共産党に吸収されるや、農民運動・労働運動は孤立と挫折の道を歩む。また、国外の抗日武装闘争も日本の満州進出に伴って弾圧を蒙って順次解消され、根拠地も満州からロシア領へと後退していった。さらに、大韓民国臨時政府の運動も相次ぐ分裂に加え、中国国民党への従属がみられるようになる。こうして、この時期の運動も衰退し、結果、独立は外から与えられることとなった<sup>124)</sup>。なお、1930年代には主に国外で民族革命党や祖国光復会が活動し、武装闘争も展開され、1940年代には建国準備のための活動も行なわれたという<sup>125)</sup>。

122) 前掲『朝鮮総督府関係者録音記録(16) 一九一〇年代の朝鮮総督府』参照。

123) 官僚の行動様式については、丸山真男『現代政治の思想と行動』(未来社、1964年)、および、森山、前掲「植民地統治と朝鮮人の対応」参照。

124) 森山、「植民地統治と朝鮮人の対応」。

125) 徐仲錫、前掲「日帝の朝鮮強占と韓国の独立運動」。

第二に、知識人は国内では抵抗運動が困難となり、一方では転向者が増加し、他方で戦争協力をする者も現れる。まず、1933年頃から総督府の転向政策が本格化し、治安維持法違反受刑者から転向者が次第に増加した。しかし、その比率は日本の半分以下であり、転向後の組織的活動は貧弱であったという<sup>126)</sup>。

他方で、「内鮮一体」が叫ばれ朝鮮が内地に次ぐ「第二線の地位」にあることが喧伝されると、「アジア融和的な議論にも後押しされて」戦争協力をする者も現れた。実業界では満州に進出する企業も現れ、その立場を維持すべく戦争協力が積極化した。宗教界では総督府の弾圧に抗しえず、ほとんどが戦争協力して生き延びた。文化界では多くの民族主義者が皇民化運動に合流した。彼らは戦争協力か拒否かを迫られ、多くは『皇道』を生活原理としつつも、異体同心によって団結すればよい」という「協和的内鮮一体論」の立場を採ったという<sup>127)</sup>。

第三に、民衆は統制や動員の対象であり抑圧に苦しんだが、彼らの最大の関心は生活利益にあり、その点から中にはある種の抵抗をする者もいたという。例示すれば、日本語の使用徹底には使い分けで応じ、神社参拝は形式的に行ない、国民精神総動員にも関心は薄く、愛国班の活動は不活発であり、志願兵も内面化された精神は持合せていなかったという<sup>128)</sup>。

また、農民については、総督府によって規範の実践に適していない富農や零細農を排除する農村再編成政策が行われた結果、「中堅人物」が村落で発言権を高めていった。また、社会全体における経済的合理性追求のために人的負担も厭わないという思考様式が農村内部に浸透した。その意味で、農村は大きく変化しつつあった。離村だけが農民の選択の対象ではなかった<sup>129)</sup>。

以上のように、「総動員体制」期における日本の統治政策は独立不可という一点において厳格であったが、時代が下るにつれて状況に左右されていった。

---

126) 松田利彦、前掲「総力戦体制の形成と朝鮮」。

127) 趙景達、前掲「戦争と朝鮮人」。

128) 同右。

129) 松本武祝、前掲『植民地権力と朝鮮農民』。

戦時期はとくにその面が強く、それは朝鮮国民に負担を強いることとなった。しかし、結局、民衆レベルの壁を総督府は崩せなかった<sup>130)</sup>。この時期の日韓関係については、朝鮮側の諸勢力の分析を始め、なお詳細な検討が必要であろう。

## おわりに

植民地期の日韓関係はその主体および状況が変わるに連れて変動し、次第に朝鮮の状況を変化させていった。とくに、最後の「総動員体制」期に起こったことは、両国の関係を悪化させた。天皇行幸が実現できなかったことがそれを証明する。しかるに、日本国民にとって戦後、朝鮮植民地統治の経験はどのように継承されたのであろうか。他方で、朝鮮国民にとって解放後、植民地期の経験はどのように受継がれたのであろうか。これらに対する解答は現在でも容易ではない。それこそ、日本の朝鮮植民地統治、植民地朝鮮人の対応、そして両者の相互関係など、複雑かつ多様な要素をもつ構造の遺産なのかもしれない。そうであるならば、それらの究明こそ、今後の課題にほかならない。

---

130) 官僚的思考・行動様式と共同体的情緒との衝突については、丸山真男『日本の思想』(岩波書店、1961年)、および、森山「植民地期日本人の韓国観」、前掲『日韓共同研究叢書 12』所収、参照。

なお総督府と朝鮮民衆の関係については、宮本正明「朝鮮における『文化政治』と『協力』体制」、『岩波講座・東アジア近現代通史』第4巻「社会主義とナショナリズム」(岩波書店、2011年)所収、を参照されたい。

